

サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室

平成29年
9月19日
Vol.12

サイバーセキュリティ対策の推進を！！

サイバーセキュリティ対策については、これまでもその重要性をお伝えしているところですが、平成29年5月30日に、改正個人情報保護法が全面施行され、ほとんどの事業者には個人情報保護法が適用されると考えられることから、より一層のサイバーセキュリティ対策が必要になってきます。

個人情報を安全に管理するための措置の一例

● 電子媒体を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

● 電子媒体にはパスワードをかけましょう。置き忘れ等にも注意しましょう！！

● 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

● データ削除ソフトを利用したり、物理的に破壊しましょう！！

● アクセス制御
● アクセス者の識別と認証

● 必要のない者の個人情報へのアクセスを制限するために、個人情報を含むファイルにパスワードをかけましょう！！

● 外部からの不正アクセス等の防止

● セキュリティ対策ソフトウェアやOSを常に最新の状態にしましょう！！

● 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

● メール等を利用して個人情報を送る時には、ファイルにパスワードをかけましょう！！

※ 個人情報を安全に管理するための措置については、個人データが漏えいした場合に本人が被る権利利益侵害の大きさを考慮し、事業の規模等に応じて、必要かつ適切な内容とすべきとされているため、上に示した例の内容をすべて講じなければならないわけではなく、また、上に示した例の内容のみに限定されるものではありません。

個人情報保護法の改正点については、下記サイト等を確認してください。

個人情報保護委員会 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>)

総務省 (http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/)

経済産業省 (http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy)

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課

サイバー犯罪対策室 TEL 089-934-0110